

岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金実施要綱

[令和7年4月1日 制 定]

1 事業の目的

福祉・介護職員の足元の人材確保の課題に対応する観点から、障害福祉現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を目的に、福祉・介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）を取得し、生産性向上に向けた取組を行っている障害福祉サービス事業所・施設及び障害児通所支援事業所・障害児入所施設（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）に対し、職場環境等の改善又は人件費の改善に必要な費用を補助する。

なお、事業については、障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月19日付け障発0219第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱（令和7年2月26日付けこ支障第38号こども家庭庁支援局長通知）並びに岐阜県障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

2 事業内容

（1）対象事業所

本事業の対象となる事業所は、別紙1表1に掲げるサービス類型の事業所であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ「3 補助金の支給要件」を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、6（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

（2）対象者

本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員とする。障害福祉サービス事業所等において、福

社・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(3) 補助額

＝一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額×サービス類型別補助率（別紙１）

（１円未満の端数切り捨て）

一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額とする。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

3 補助金の支給要件

本事業の対象となる事業所を運営する障害福祉サービス事業者等は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

- ① 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

4 補助対象経費

(1) 職場環境改善経費

障害福祉サービス事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。なお、障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費（介護テクノロジー等の機器購入費用）及び令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱に基づく事業の対象経費に充当することはできない。

(2) 人件費

障害福祉サービス事業者等は、補助金に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている事業所については、その他の職員を含む。以下、同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。障害福祉サービス事業者等は、補助金の交付対象期間におい

て、前年同時期と比較し、人件費の改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における人件費の改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費の改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する人件費の改善内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

5 補助率

10分の10

6 届出

（1）障害福祉人材確保・職場環境改善等事業計画書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下「計画書」という。）を、次の一及び二に掲げる事項について、別紙様式により作成の上、提出すること。

一 職場環境改善等に向けた取組

3の（1）及び（2）に掲げる取組をいう。

二 補助金の充当経費

当該事業による補助額により、職場環境改善経費への充当又は人件費の改善を行う方法をいう。

（2）障害福祉人材確保・職場環境改善等事業実績報告書等の作成・提出

障害福祉サービス事業者等は、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を、次の一から三までに掲げる事項について、別紙様式により作成の上、都道府県知事に提出し、2年間保存することとする。その際、二及び三の合計の金額は一の金額以上となるようにすること。

一 補助金の総額

二 人件費の改善の所要額

三 職場環境改善の所要額

研修費、間接支援業務に従事する者の募集経費、その他の金額ごとに、職場環境改善の所要額について記載すること。その他の金額に記入がある場合には、使用用途について、具体的に記載を行うこと。

（3）届出内容を証明する資料の保管及び提示

補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、都道府県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・

臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

7 交付の手續

（1）交付申請（交付要綱第5条及び第8条関係）

- ① 交付申請の様式は、別記第1号様式とし、計画書及びその他に定める書類を添付しなければならない。
- ② 交付申請の提出期限は、別に定める。
- ③ 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第2号様式のとおりとする。
- ④ 交付要綱第8条第1項の規定による変更交付申請書の様式は、別記第3号様式のとおりとし、処遇改善計画書及びその他に定める書類を添付しなければならない。
- ⑤ 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第4号様式のとおりとする。

（2）実績報告（交付要綱第9条、第10条関係）

- ① 実績報告の様式は別記第5号様式とし、実績報告書を添付しなければならない。
- ② 実績報告の提出期限は、別に定める。
- ③ 交付要綱第10条の規定による通知は、別記第6号様式のとおりとする。

別紙 1

表 1 対象サービス

サービス区分	補助率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援 A 型	5.5%
就労継続支援 B 型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ補助率を適用する。

表 2 非対象サービス

サービス区分	補助率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援事業	0%